

マージン率等の公開資料（2024 年度実績）

株式会社 WBH

【許可番号】派 12-301539

改正労働者派遣法に義務付けられたマージン率等の情報を公開します。

【マージン率等の情報】

このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

マージン率＝（派遣料金の平均額－派遣労働者の賃金の平均額）÷ 派遣料金の平均額

	拠点名称	千葉本社
	拠点所在地	千葉県八千代市勝田台 1-17-2 福島ビル 3 階
	派遣労働者の人数	463 人（2024 年 12 月 31 日付け派遣契約社員数）
	数派遣先の数	46 社（2024 年度派遣先事業所数 実数）
	① 労働者派遣に関する料金額の平均額	17,900 円（1 日 8 時間当たり）
	② 派遣労働者の賃金額の平均額	12,000 円（1 日 8 時間当たり）
	マージン率（①－②）÷①×100	（※小数点第 2 位以下は四捨五入）
		33% 〔内訳〕福利厚生関係（社会保険料、労働保険料の事業主負担分、教育訓練の実施費用、有給休暇費用、慰労金・退職金積立、定期健康診断、ストレスチェック等）運営経費（採用広告費、事務所維持費、人件費等、営業利益）

【教育訓練に関する事項】

	教育訓練名	教育訓練の内容
1	社会人基礎教育 （入職時基礎的訓練）	新卒又は社会人としての経験が浅い人を対象に、挨拶、身だしなみ、言葉遣い、敬語、報連相の重要性等、社会人としてのビジネスマナーを教育します。
2	日本ビジネスマナー教育	「日本ビジネス能力認定協会」認定講師の資格を保有する専門のトレーナーが各派遣社員のレベル・各派遣先企業様のご要望に応じたオリジナルの内容で実践型の研修を入社する時点で実施しております。
3	日本語教育	派遣先企業様から求められる日本語スキルに応じて、研修時に日本の職場文化やビジネス会話など即戦力になる日本語教育を入社前に実施しております。
4	管理職教育（階層別訓練）	部下とのコミュニケーション能力向上や管理者としての心構えや管理者としての仕事内容など管理者基礎研修 リーダーシップ マネジメントスキル⇄

【派遣契約に関する事項】

	福利厚生制度	健康保険・厚生年金・雇用保険・産前産後休暇・育児休業・介護休業（※雇用条件により利用・加入できない場合があります）。
	労使協定有効期間	2025 年 04 月 01 日～2026 年 03 月 31 日
	労使協定の有無	労働者派遣法 30 条の 4 第 1 項の労使協定の締結有
	労使協定の対象となる労働者の範囲	通訳販売員、製造員、普通作業員
	キャリアコンサルティングの相談窓口	千葉本社 キャリアコンサルティング 代表窓口 047-409-7703